

平成28・29年度の大分県における 後期高齢者医療保険料率は 下記のとおりです

	平成26・27年度	平成28・29年度	比 較
均等割額	48,500円	48,500円	据え置き
所得割額	9.52%	9.52%	据え置き
賦課限度額	570,000円	570,000円	据え置き

後期高齢者医療制度の保険料は、2年ごとに、医療給付費の見込みなどに基づいて、各都道府県の後期高齢者医療広域連合で保険料率を定めています。上記の保険料率等に関する条例案は、平成28年2月22日開催の「平成28年大分県後期高齢者医療広域連合第1回定例会」において、可決されました。

《平成29年度の保険料軽減措置について》

- 保険料の軽減措置について、平成29年度から均等割額5割軽減・2割軽減の所得判定基準が見直され、所得基準額が拡大されました。

①均等割5割軽減

(平成28年度) 基準額：33万円+26.5万円×世帯の被保険者数



(平成29年度) 基準額：33万円+27万円×世帯の被保険者数



②均等割2割軽減

(平成28年度) 基準額：33万円+48万円×世帯の被保険者数



(平成29年度) 基準額：33万円+49万円×世帯の被保険者数

- 保険料の軽減特例の所得割額と被扶養者軽減が平成29年度から変更されました。

①所得割額について

所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方(収入が年金のみの場合は、年収約153万円～約211万円の方)の所得割額が、5割軽減から2割軽減へ変更になりました。

②被扶養者軽減について

平成29年度において資格を得た日の前日に、職場の健康保険などの被扶養者であった方は保険料の均等割額が9割軽減から7割軽減へ変更になりました。

※国保・国保組合に加入していた方は該当しません。

保険料の計算方法(平成28・29年度)

※所得等の条件により軽減措置があります。

被保険者である高齢者1人ひとりが後期高齢者医療保険料を負担します。負担していただく保険料額は、被保険者全員が等しく負担する①均等割額と、所得に応じて負担する②所得割額を合計して個人単位で計算されます。

$$\text{年間保険料} \quad (\text{上限}570,000\text{円}) = \boxed{\text{①均等割額}}_{48,500\text{円}} + \boxed{\text{②所得割額}}_{\text{※前年所得}}$$

●問い合わせ先／大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771
健康推進課 国保年金班 ☎82-4147